

平成 29 年度 利用規約

○利用条件

- ・利用する犬は、飼犬登録と過去 1 年以内に狂犬病予防注射が済んでいること。
- ・利用者は予め利用登録申請を行い、管理者から登録証の交付を受けていること。
- ・利用申請者は 18 歳以上で、利用者は登録者本人か 18 歳以上の家族であること。

○利用の決まり

- ・ドッグランへの入場は、利用者お一人につき 2 頭までとします。
- ・利用者は、登録証を常に他の利用者に見えるように携帯してください。
- ・18 歳未満の方は、利用者または 18 歳以上の家族と同伴で入場してください。
- ・利用者は、犬が人に危害を与えた場合、保健所（下越動物保護管理センター 電話0254-24-0207）に届け出てください。（新潟県動物の愛護及び管理に関する条例第 16 条）
- ・犬がマーキングをしてしまった時は水をかけるなどの処理を行ってください。
- ・犬の排泄物やゴミは責任を持ってお持ち帰りください。
- ・利用者が犬を制御できない場合、施設の利用は出来ません。
- ・利用時間は、9：00～17：00 までです。

○利用方法

- ・利用登録、更新は公園管理事務所で行ってください。
- ・入場後は必ず出入り口の扉を閉めてください。
- ・利用者は必ず犬と一緒に入場し、常に注意を怠らないでください。
- ・出入り口では退場を優先し、1 頭ずつ通過してください。
- ・出入り口で予め犬同士見合いさせ、施設内の犬との相性を確かめてください。
- ・予め施設内を散歩して他の犬や施設に慣らし、安全を確かめてからリードを放してください。
施設を初めて利用される方は特に気をつけてください。
- ・犬が興奮し危険だと思われる場合は、事故防止の為にリードをつけ一時退場させ、犬を落ち着かせてから再入場してください。
- ・退場時、必ず出入り口の扉を閉めてください。

○禁止事項

- ・ドッグラン内は禁煙です。指定の喫煙所をご利用ください。
- ・乳幼児の入場は出来ません。
- ・噛み癖のある犬、飼い主がコントロールできない犬、発情期の犬、病気の犬、攻撃的な犬、恐怖感を与える犬は施設利用を禁止します。
- ・施設内での犬のシャンプーやブラッシング等を禁止します。
- ・営利、営業目的の利用を禁止します。また、施設内でのイベント開催には公園管理者への事前の許可申請が必要です。

○その他

- ・芝生管理、施設整備、混雑時、天候不良等によっては、予告なく利用を制限させていただく場合があります。
- ・施設利用による事故、紛争、病気感染、怪我等トラブルについて、管理者は一切の責任を負いません。
- ・施設の日常清掃、除草等は、利用者の皆様にご協力をお願いします。
- ・利用規約を守らない利用者については、利用登録を取り消すことがあります。
- ・ドッグラン以外では必ずリードをつけてください。

利用者の会員証発行や施設フェンスの設置・補修費用として、犬 1 頭につき年会費 1,000 円を徴収いたします。